

令和4年度

計量業務概要

令和5年12月



富山県計量検定所

ま え が き

計量制度は、社会経済活動の基盤として、産業や文化を発展させ、社会生活の向上に大きく貢献しております。

富山県計量検定所においては、計量法に基づき適正な計量の実施の確保と消費者利益の保護を図るため、各種特定計量器の検定・検査、計量関係事業者の登録、各事業所への立入検査並びに商品量目の適正化や計量思想の啓発普及に努めてまいりました。

近年、計量制度は、社会の多様化、高度情報化、国際化、規制緩和などに伴い、検定・検査基準を中心に制度の見直しが行われてきております。

本県においても、この制度改革にも適切に対応しながら、県民の皆様が豊かで快適な生活が送れるよう、今後とも時代の変化に即応した業務の推進と計量思想の高揚に鋭意努めていくこととしております。

この「計量業務概要」は、令和4年度の当所の業務実績と、計量法上の特定市である富山市と高岡市の業務実績の概略をとりまとめたものです。

本県における計量行政をご理解いただくとともに、関係各位の参考としてご活用いただければ幸いです。

令和5年12月

富山県計量検定所長

目 次

I 概 要

1 業 務	2
2 沿 革	
3 組織と所掌事務	

II 業 務

1 計量関係事業の登録等	
(1) 計量関係事業の届出等	4
※ 標章・標識	
(2) 計量関係事業の届出、登録及び指定状況	5
2 計量器の検定	
(1) 器種別検定の実績	6
(2) 検定の推移	
(3) 検定の実施方法	7
※ 証印	
3 計量器の検査	
(1) 基準器検査	8
(2) 計量証明検査	9
(3) 依頼検査	10
(4) 計量器の定期検査	11
4 立入検査	
(1) 商品量目立入検査	15
(2) 計量器の立入検査	17
(3) 計量関係事業者への立入検査	18
5 商品量目試買調査会	19
6 計量思想の普及指導	
(1) 計量記念日事業	20
(2) 研修会・講習会	

Ⅲ 特定市における業務概要

□ 富山市	22
1 計量器の定期検査	
2 立入検査	
□ 高岡市	24
1 計量器の定期検査	
2 立入検査	

I 概 要

1 業 務

富山県計量検定所は、適正な計量の実施を確保し、経済の発展及び文化の向上に寄与することを目的に、計量法に定める業務を行うために設置された行政機関です。

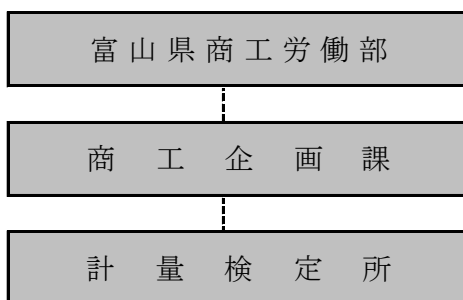
所管区域は県下全域ですが、計量法上の特定市である富山市及び高岡市の権限に係る業務（はかりの定期検査、立入検査）は除かれています。主な所掌事務は、次のとおりです。

- (1) 計量器の検定及び検査
- (2) 計量関係事業者の指導及び立入検査
- (3) 計量思想の啓発普及

2 沿 革

明治25年12月	富山県常置度量衡検定所を県庁内に創設
明治36年12月	富山地方度量衡検定所と改称
明治44年9月	富山県度量衡器検定所と改称
昭和23年6月	富山県度量衡検定所と改称
昭和27年3月	富山県計量検定所と改称
昭和42年4月	検定係、取締係の2係を置く
昭和49年4月	富山市西田地方町の独立庁舎に移転
昭和54年4月	係制を廃し、指導課、検定課の2課を置く
昭和62年4月	富山市新庄町の合同庁舎に移転
平成12年4月	地方分権改革に伴い、計量業務の多くが国の事務から県の自治事務になる
平成17年4月	組織の見直しにより、検定課、指導課の2課制が廃止

3 組織と所掌事務（令和5年3月現在）



所 長

所長代理	1名
副主幹	2名
主任	1名
会計年度 任用職員	3名

- 計量関係事業の登録、届出等に関する事
- 計量器の検定に関する事
- 基準器検査に関する事
- 計量器の定期検査に関する事
- 計量証明検査に関する事
- 依頼検査に関する事
- 計量器、商品量目の立入検査に関する事
- 計量関係事業者への指導、立入検査に関する事
- 商品量目試買調査会に関する事
- 計量思想の啓発普及に関する事
- 検定・検査に係る研修に関する事

Ⅱ 業 務

1 計量関係事業の届出等

計量法では、適正な計量の実施を確保するため、計量器の製造、修理、販売を行おうとする者は経済産業大臣又は知事への届出、計量証明の事業を行おうとする者は知事への登録が必要です。

届出製造事業者は経済産業大臣の指定を受けることで、省令に基づく自主検査を行った計量器に基準適合証印を付すことができます。

また、適正な計量管理を行っている者は適正計量管理事業所として指定を受けることができます。

(1) 計量関係事業の届出等の年度別実績

区 分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	手数料(円)
届出製造事業者	届出	8	0	0	0	0	—
	届出書記載事項変更届	3	8	8	9	4	—
	廃止届	1	0	0	0	1	—
指定製造事業者	指定申請・品質管理検査	0	0	0	0	0	0
	品質管理の方法変更届	1	1	10	4	0	—
	廃止届	0	0	0	0	0	—
届出修理事業者	届出	16	0	0	0	0	—
	届出書記載事項変更届	3	8	5	4	4	—
	廃止届	1	0	3	0	0	—
届出版売事業者	届出	10	5	3	7	2	—
	届出書記載事項変更届	7	36	6	11	8	—
	廃止届	0	0	0	3	0	—
計量証明事業者	登録	2	0	1	0	0	0
	登録証の訂正・再交付	1	7	0	6	17	29,750
	登録簿謄本の交付	25	5	16	7	12	9,120
	登録簿の閲覧	0	0	0	0	1	2,550
	登録申請書記載事項変更届	51	70	51	38	42	—
	事業規程変更届	46	53	45	33	45	—
	廃止届	1	2	0	1	0	—
適正計量管理事業所	指定	0	2	0	0	1	2,550
	指定検査	0	1	0	0	0	0
	指定申請書記載事項変更届	28	25	21	24	25	—
	廃止届	10	8	10	3	7	—
計		214	231	179	150	169	43,970

標章・標識

計量証明事業者は、計量証明書に標章を付すことができます。(標章 1)
 (ダイオキシン類などの極微量物質についての計量証明事業者の場合は、標章 2)
 また、適正計量管理事業所は、標識を掲げることができます。

計量証明事業者(標章 1)



計量証明事業者(標章 2)



適正計量管理事業所



(2) 計量関係事業の届出、登録及び指定状況(R5.3現在)

()は県外届出者数で内数

区 分	製 造		修 理 届 出	販 売 届 出	計量証明 登 録	適正計量管理事業所		合 計
	届 出	指 定				大臣指定	知事指定	
事業所の数	11(5)	2	27	662	67	0	473	1,242
届出等の数	52(22)	4	54	662	92	0	473	1,337
内 訳	・質量計 1類 3 2類 3 分銅等 3 ホッパースケール 5(2) 充填用自動はかり 4(2) コンベヤスケール 4(1) 自動捕捉式はかり 4(2) その他の自動はかり 4(2) ・ガスメーター 1類 2 2類 2 ・自動車等給油メーター 4(3) ・小型車載燃料油メーター 4(3) ・大型車載燃料油メーター 3(2) ・定置燃料油メーター等 4(3) ・微流量燃料油メーター 1 ・液化石油ガスメーター 2(2)	・ガスメーター 1類 2 2類 2 ・自動車等給油メーター 1 ・小型車載燃料油メーター 1 ・大型車載燃料油メーター 1 ・圧力計 2類 1 ・濃度計 1類 4 2類 4 3類 4 ・液化石油ガスメーター 1	・タクシメーター 6 ・質量計 1類 5 2類 3 分銅等 1 自重計 6 ホッパースケール 2 充填用自動はかり 3 コンベヤスケール 2 自動捕捉式はかり 2 5 その他の自動はかり 4	・質量計 662 ・質量計 43 ・体積 3 ・熱量 4 ・濃度 22 大気 13 水 22 土壌 22 ・音圧レベル 10 ・振動加速度レベル 10				

2 計量器の検定

適正な計量器を供給するため、取引又は証明に使用する計量器はその構造や器差が定められた基準に適合しているかどうかを判定する検定が行なわれます。

本県での検定実績は次のとおりです。

(1) 令和4年度器種別検定の実績

単位:個

区 分	製 造 品		修 理 品		計		手数料(円)
	検 定 数	不 合 格 数	検 定 数	不 合 格 数	検 定 数	不 合 格 数	
タクシメーター (装置検査)	29	3	806	29	835	32	607,600
質量計(はかり)	39	0	27	0	66	0	781,100
ガスメーター	0	0	0	0	0	0	0
燃料油メーター	0	0	1,107	2	1,107	2	1,918,150
液化石油ガスメーター	2	0	13	0	15	0	44,800
合 計	70	3	1,953	31	2,023	34	3,351,650

(2) 検定の推移

○ 5年間の検定の推移は、次のとおりです。

年 度	検定数(個)	手数料(円)
平成30年度	2,018	3,625,800
令和元年度	1,980	3,035,300
令和2年度	1,701	2,995,300
令和3年度	2,023	3,969,400
令和4年度	1,817	3,351,650

○ 器種別の検定の推移は、次のとおりです。

ア タクシメーター(装置検査)

年 度	検定数(個)	手数料(円)
平成30年度	1,085	759,500
令和元年度	1,048	733,600
令和2年度	895	626,500
令和3年度	835	584,500
令和4年度	868	607,600

エ 燃料油メーター

年 度	検定数(個)	手数料(円)
平成30年度	827	1,900,550
令和元年度	692	1,604,900
令和2年度	746	1,706,150
令和3年度	1,107	2,423,250
令和4年度	883	1,918,150

イ 質量計(はかり)

年 度	検定数(個)	手数料(円)
平成30年度	63	929,950
令和元年度	43	633,000
令和2年度	51	617,650
令和3年度	66	865,650
令和4年度	59	781,100

オ 液化石油ガスメーター

年 度	検定数(個)	手数料(円)
平成30年度	19	121,600
令和元年度	5	32,000
令和2年度	7	44,800
令和3年度	15	96,000
令和4年度	7	44,800

ウ ガスメーター

年 度	検定数(個)	手数料(円)
平成30年度	38	3,800
令和元年度	190	19,000
令和2年度	2	200
令和3年度	0	0
令和4年度	0	0

(3) 検定の実施方法

計量器の検定は、検定所内で行うものと計量器の所在の場所で行うもの(出張検定)があります。内訳は次のとおりです。

計量器 区分	検定総数	所内検定		出張検定		備考
			%		%	
タクシメーター (装置検査)	868	482	55.5	386	44.5	
質量計(はかり)	59	12	20.3	47	79.7	
ガスメーター	0	0	—	0	—	
燃料油メーター	883	0	0.0	883	100.0	
液化石油ガスメーター	7	0	0.0	7	100.0	
合計	1,817	494	27.2	1,323	72.8	

証 印

検定に合格した計量器には、検定証印(タクシメーターは装置検査証印)が付されます。また、経済産業大臣の指定を受けた「指定製造事業者」が製造した計量器には、検定証印に代わり基準適合証印が付されます。

検定証印

基準適合証印

装置検査証印
(タクシメーター)



計量器の使用有効期間

計量器のなかには、一定期間の経過後修理が必要な計量器があります。これらの計量器には、検定証印等とともに有効期限を示す年月が付されます。また、有効期限の定めが無い計量器には、検定証印等を付した年月が付されます。

計量器の種類	有効期間
タクシメーター (装置検査)	1年
質量計(はかり)	無し
ガスメーター	10年または7年
燃料油メーター	7年または5年
液化石油ガスメーター	4年

※

※取引・証明に使用する「はかり」は2年毎に定期検査を受けなければなりません。詳しくは11ページをご覧ください。

3. 計量器の検査

(1) 基準器検査

基準器は、検定の際の基準として、または製造・修理事業者が行う検査などの基準として用いられるものです。

検査を受けることができる者は、基準器を用いて行う計量器の検査毎に、届出、登録、指定を受けた事業者、計量士及び計量行政機関に限定されています。

5年間の検査実績は次のとおりです。

単位：個

年 度種 類	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	検 査 数	不 合 格 数	検 査 数	不 合 格 数	検 査 数	不 合 格 数	検 査 数	不 合 格 数	検 査 数	不 合 格 数
基準分銅類										
1 級	114	4	163	0	46	0	95	0	120	0
2 級	161	0	226	0	79	0	120	0	182	0
3 級	176	0	162	0	101	0	131	0	85	0
基 準 は かり	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
タクシメーター 装置検査用基準 器	6	0	2	0	1	0	0	0	6	0
基準ガスメーター	59	0	57	1	56	0	56	0	58	0
液 体 メーター用 基 準 タ ン ク	5	0	12	0	3	0	0	0	4	0
合 計	521	4	622	1	286	0	402	0	455	0
手数料(円)	1,748,130		2,166,670		1,339,520		1,450,080		1,707,120	

基準器の使用有効期間

基準器にはその種類ごとに有効期間が定められています。

検査に合格した基準器には、基準器検査証印が付され、器差、使用の方法、有効期間等を記載した基準器検査成績書が発行されます。

基準器の種類	有効期間
基準分銅	鋳鉄製、軟鋼製： 1年 上 記 以 外 ： 5年
基準はかり	3年
タクシメーター 装置検査用基準器	4年
基準ガスメーター	2年
液 体 メーター用 基 準 タ ン ク	5年

基準器検査証印



(2) 計量証明検査

計量証明事業(貨物の質量・体積や大気・水・土壌中の物質の濃度、音圧レベル、振動加速度レベルを計量し、その結果を証明する事業)の登録を受けた者は、事業に使用する特定計量器について一定期間ごとに知事が行う検査を受けなければなりません。

ただし、計量士(国家資格者)により検査が行われ、合格した旨を知事に届け出た場合は、知事による検査は免除されます。

○ 5年間の検査実績は、次のとおりです。

単位：個

区 分		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		備 考
		検査数	不合格	検査数	不合格	検査数	不合格	検査数	不合格	検査数	不合格	
県 の 検 査	質 量 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	手数料(円)	0		0		0		0		0		
計 量 士 の 検 査	質 量 計	30	0	16	0	31	0	16	0	33	0	
	濃 度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	騒 音 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	振動レベル計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	合 計	30	0	16	0	31	0	16	0	33	0	

計量証明検査を受けるべき期間

計量証明検査の周期は、計量証明事業者が登録を受けた日から、計量器の種類に応じ以下のとおりです。

合格した計量器には、計量証明検査済証印と検査を行った年月が付されます。

計量器の種類	検査を受けるべき期間
質量計(はかり)	2年
騒音計	3年
振動レベル計	3年
濃度計 ※	3年

計量証明検査済証印



※ ガラス電極式水素イオン濃度計検出器を除く。

(3) 依頼検査

取引又は証明に使用する計量器は、検定・検査が義務付けられていますが、生産管理用の計量器には検査義務はありません。また、一度検定を受ければその後は検査が不要な計量器(血压計など)もあります。

このような計量器について、定期的に精度確認を行いたいという使用者の要望を受けて、本県では昭和45年度から依頼検査制度を設けて、計量器の任意の検査を行っています。

○ 5年間の検査実績は、次のとおりです。

区 分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		備 考
	検 査 数		検 査 数		検 査 数		検 査 数		検 査 数		
	(件)	(個)	(件)	(個)	(件)	(個)	(件)	(個)	(件)	(個)	
質 量 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
圧 力 計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
血 圧 計	10	97	13	109	8	86	12	151	8	87	
合 計	11	109	10	97	8	86	12	151	8	87	
手数料(円)	27,060		26,760		28,220		37,740		28,220		

(4) 計量器の定期検査

計量器のうち、質量計(はかり、分銅など)は、2年に1度検査を受けることが義務付けられています。

この定期検査は、県又は特定市(富山市・高岡市)の長が実施しますが、計量士(国家資格者)も行うことができます(定期検査に代わる計量士の検査)。

計量士による検査を受け合格したときは、その旨を定期検査実施日までに県知事又は特定市の長に届け出ることで、定期検査が免除されます。

本県では、特定市を除き、県下を2つの地域(東部、西部)に分けて隔年ごとに実施しています。(富山市・高岡市は計量法上の特定市として独自に検査を実施しています。)

ア. 5年間の推移(県が実施した検査)

区 分	検 査 戸 数	検 査 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)	備 考
平成30年度	509	1,413	21	1.5	西部 5市
令和元年度	401	783	5	0.6	東部 3市4町1村
令和2年度	481	1,356	12	0.9	西部 5市
令和3年度	410	784	6	0.8	東部 3市4町1村
令和4年度	456	1,363	11	0.8	西部 5市

イ. 令和4年度器種別検査成績

区 分	検 査 器 種	検 査 個 数	不 合 格 個 数	不 合 格 率 (%)	備 考
県 の 検 査	電気式はかり	472	9	1.9	
	手 動 天 び ん	0	0	—	
	等比皿手動はかり	0	0	—	
	棒 は か り	0	0	—	
	その他の手動はかり	59	0	0.0	
	ばね式指示はかり	505	2	0.4	
	手動指示併用はかり	11	0	0.0	
	その他の指示はかり	2	0	0.0	
	小 計	1,049	11	1.0	
	分 銅	29	0	0.0	
お も り	285	0	0.0		
合 計		1,363	11	0.8	
計 量 士 の 検 査	電気式はかり	1,962	6	0.3	(内、ひょう量2t超 169台)
	手 動 天 び ん	0	0	—	
	等比皿手動はかり	0	0	—	
	棒 は か り	0	0	—	
	その他の手動はかり	128	0	0.0	
	ばね式指示はかり	263	7	2.7	
	手動指示併用はかり	2	0	0.0	
	その他の指示はかり	8	0	0.0	
	小 計	2,363	13	0.6	
	分 銅	5	0	0.0	
お も り	386	0	0.0		
合 計		2,754	13	0.5	

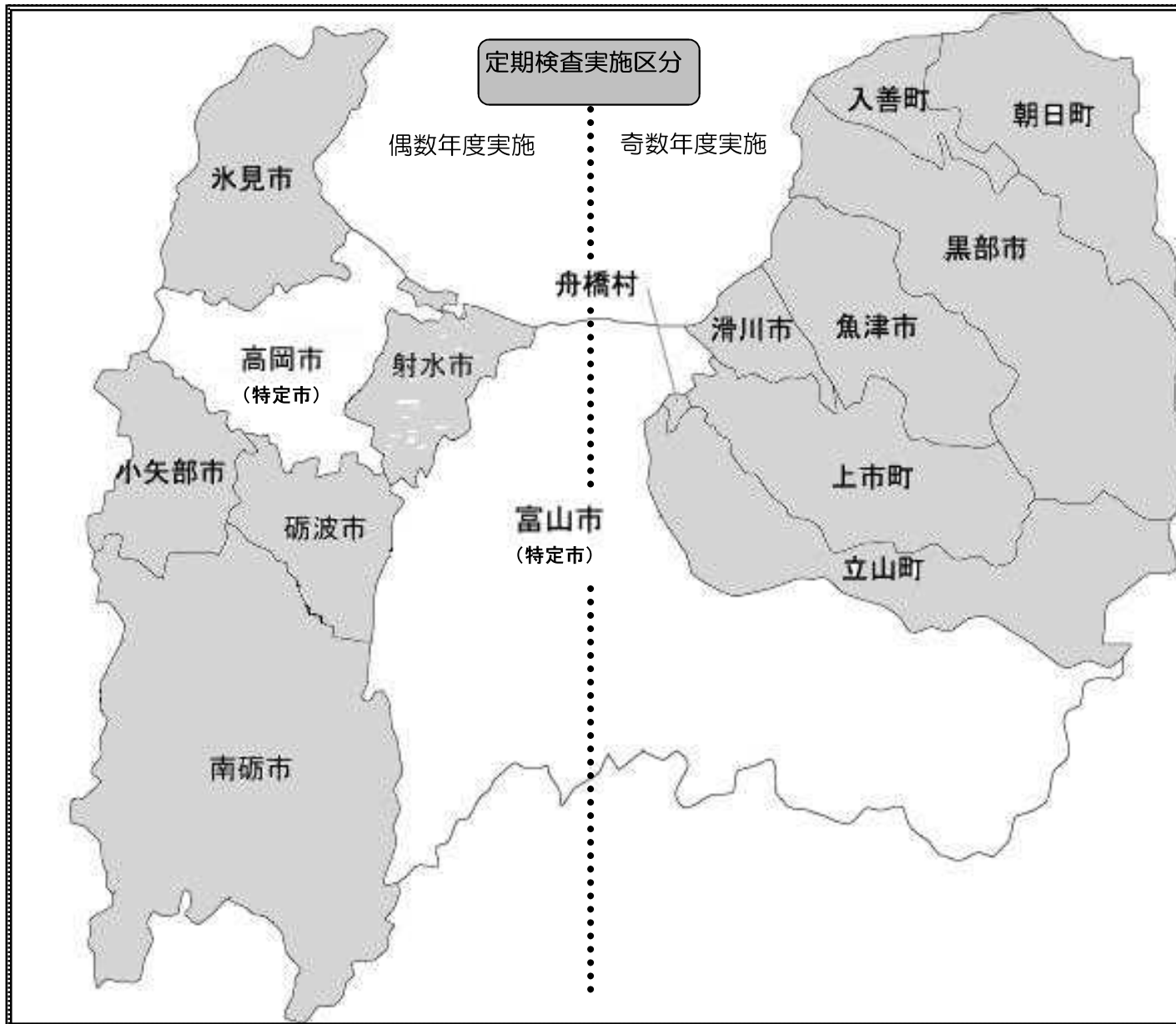
ウ 県の定期検査内訳(令和4年度)

検査区分	項目 市町村名	検査日数(日)		検査人員 (人)	検査件数 (戸)	検査手数料 (円)	はかりの種類(台)								分銅 (個)	おもり (個)	合計	
		総日数	二次検査				電気式はかり	手動天びん	等比皿手動はかり	棒はかり	その他の手動はかり	ばね式指示はかり	手動指示併用はかり	その他の指示はかり				小計
集合	氷見市	9.0		36	96	146,320	54	0	0	0	10	97	2	0	163	0	42	205
	砺波市	4.0		15	67	85,130	32	0	0	0	7	55	1	0	95	5	38	138
	小矢部市	3.0		9	41	56,520	20	0	0	0	7	33	2	0	62	6	26	94
	南砺市	10.0		34	102	314,040	146	0	0	0	22	170	2	1	341	8	111	460
	射水市	9.5		36	146	226,080	99	0	0	0	13	103	1	1	217	5	68	290
	計	35.5	0.0	130	452	828,090	351	0	0	0	59	458	8	2	878	24	285	1,187
所在場所	砺波市	0.5		6	1	89,700	43	0	0	0	0	25	2	0	70	0	0	70
	小矢部市	0.5		5	1	67,850	38	0	0	0	0	3	1	0	42	5	0	47
	南砺市	1.0		10	2	85,300	40	0	0	0	0	19	0	0	59	0	0	59
	計	2.0	0.0	21	4	242,850	121	0	0	0	0	47	3	0	171	5	0	176
	合計	37.5	0.0	151	456	1,070,940	472	0	0	0	59	505	11	2	1,049	29	285	1,363

エ 計量士の検査内訳(令和4年度)

単位：台

項目	検査件数	検査台数					小型はかり(ひょう量2t以下)							大型はかり(ひょう量2t超)			小計	分銅 (個)	おもり (個)	合計	
		2t以下	10t以下	30t以下	50t以下	50t超	電気式はかり	手動天びん	等比皿手動はかり	棒はかり	その他の手動はかり	ばね式指示はかり	手動指示併用はかり	その他の指示はかり	電気式はかり	その他の手動はかり					その他の指示はかり
市町村名	(戸)																				
氷見市	75	312	1	4	11	1	198	0	0	0	38	69	0	7	17	0	0	329	0	172	501
砺波市	129	430	11	3	9	0	340	0	0	0	32	58	0	0	23	0	0	453	0	121	574
小矢部市	86	217	2	3	13	0	173	0	0	0	16	27	1	0	18	0	0	235	0	35	270
南砺市	120	414	1	4	10	0	347	0	0	0	15	51	1	0	15	0	0	429	5	58	492
射水市	179	821	54	5	32	5	735	0	0	0	27	58	0	1	96	0	0	917	0	0	917
合計	589	2,194	69	19	75	6	1,793	0	0	0	128	263	2	8	169	0	0	2,363	5	386	2,754



4 立入検査

適正な計量の実施を確保するため、計量関係事業者、商店及び工場・事業所などへ立入り、商品の量目検査、使用中の計量器の確認及び計量管理の指導を行っています。

(1) 商品量目立入検査

【前期】 中止

【後期】

令和4年12月8日～12月15日

実働

5日間

延べ人員

15名

商品分類	項目	検査戸数	不適正		検査個数	検査結果の内訳				量目不足の主な原因			
			戸数	率(%)		ガイドラインに定める過量	正量	量目不足		風袋量の無視・軽視	乾燥などの自然減量	その他	
								個数	率(%)				
特定商品	食肉類	食肉	5	0	0.0	30	0	30	0	0.0	0	0	0
		食肉加工品	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0
	魚介類	魚介類	5	0	0.0	30	0	30	0	0.0	0	0	0
		魚介類加工品	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0
	野菜	野菜	5	0	0.0	26	0	26	0	0.0	0	0	0
		野菜の加工品	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0
	農産物の漬物		0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0
	果実	果実	1	1	100.0	2	0	0	2	100.0	2	0	0
		果実の加工品	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0
	調理食品	調理食品	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0
		つくだに	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0
		その他の調理食品	5	0	0.0	30	0	30	0	0.0	0	0	0
	茶類		0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0
	菓子類		0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0
	精米及び精麦		0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0
	穀類(豆類及び粉類)		0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0
	穀類(豆類及び粉類)の加工品		0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0
	めん類		0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0
	調味料類		0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0
	その他	食品	0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0
非食品		0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0	
非特定商品		0	0	—	0	0	0	0	—	0	0	0	
合計		21	1	4.8	118	0	116	2	1.7	2	0	0	

実働日数	延べ人員	検査戸数		不適正				検査個数	不適正		不適正事業者の措置		
				戸数		率(%)			個数	率(%)	現場での 口頭注意	文書等に よる指導	勸告 法第15条
		延べ数	実数	延べ数	実数	延べ数	実数						
5	15	21	10	1	1	4.8	10.0	118	2	1.7	0	1	0

注) 不適正戸数とは、量目不足商品の数が検査個数に占める割合が5%を超えた店舗数。

量目不足とは、計量法に定められた量目公差(17ページ参照)を超える不足をいう。

主な商品と量目公差

量目公差は、表示量に対して実量が不足している場合に適用され、商品の種類とその表示量により、以下のとおり定められています。

量目公差表【1】

主な商品	表示量	量目公差
食肉、ハム、ウインナー、塩たらこ、塩かずのこ、精米、もち、お茶、コーヒー、菓子など	5 g 以上 50 g 以下	4 %
	50 g を超え 100 g 以下	2 g
	100 g を超え 500 g 以下	2 %
	500 g を超え 1 k g 以下	10 g
	1 k g を超え 25 k g 以下	1 %

量目公差表【2】

主な商品	表示量	量目公差
惣菜などの調理食品、野菜、漬物、果物、乾めん、魚、貝、乾燥魚介類など	5 g 以上 50 g 以下	6 %
	50 g を超え 100 g 以下	3 g
	100 g を超え 500 g 以下	3 %
	500 g を超え 1 k g 以下	15 g
	1 k g を超え 25 k g 以下	1 %

内容量が表示量を超える「過量」のものについては、以下の範囲に収めるよう指導しています。

	誤 差
5 g 以上 50 g 以下	5 g
50 g を超え 300 g 以下	10 %
300 g を超え 1000 g 以下	30 g
1000 g を超えるとき	3 %

(2) 計量器の立入検査

ア. 水道メーター

検査期日 令和4年8月18日、19日(2日間)

検査人員 延べ4名

種類	項目	検査		不適正		備考		
		事業者数	事業者数	率(%)	台数		台数	率(%)
	台帳検査	2	0	0.0	48,617	0	0.0	

イ. 石油ガスメーター

検査期日 令和4年9月12日、14日、21日(3日間)

検査人員 延べ6名

種類	項目	検査		不適正		備考		
		事業者数	事業者数	率(%)	台数		台数	率(%)
	台帳検査	9	0	0.0	5,337	0	0.0	

(3) 計量関係事業者への立入検査

ア 届出製造・修理事業者

検査期日 令和5年2月20日 ~ 3月2日(6日間)

検査人員 延べ8名

検査事業所数 6事業所(製造 1、修理 5)

検査結果 文書注意 1件 口頭注意 2件

検査規則の見直し、設備台帳の整備及び記録の保存等について指導を行った。

イ 計量証明事業者

検査期日 令和5年2月8日 ~ 2月15日(6日間)

検査人員 延べ12名

検査事業所数 11事業所(濃度 3、質量 7、熱量 1)

検査結果 文書注意 5件 口頭注意 3件

登録申請書記載事項の変更、計量証明書の訂正及び設備管理等について指導を行った。

ウ 指定製造事業者

検査期日 令和4年11月15日、16日(2日間)

検査人員 延べ4名

検査工場数 2工場4区分(各 ガスメーター第1類、ガスメーター第2類)

検査結果 適正に実施されていた。

5 商品量目試買調査会

一般消費者の方々に実際に商品の量目を調査してもらうことにより、身近な商店における商品量目の実態把握を通して、適正計量の重要性の再認識と計量思想の普及向上を図ることを目的としています。

令和4年度の商品量目試買調査会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、実施を見合わせました。

6 計量思想の普及指導

計量思想の普及啓発と適正計量の推進を図るため、県と特定市である富山市、高岡市及び公益社団法人富山県計量協会が協力して各種の事業を行っています。

(1) 計量記念日事業（計量記念日：11月1日）

事業区分	日時・場所	内容
商品量目試買調査会 (富山市)	令和4年11月1日	参加者が購入してきた食料品の内容量を量り、表記された内容量どおりであるか調査を行うことにより、日常生活と深いかわりを持つ計量についての認識を高めるために実施した。
ポスターの掲示 (県・富山市 高岡市・計量協会)	令和4年10月初旬 ～ 11月下旬	計量記念日ポスターの掲示 掲示場所：県内主要官公署など県内一円に掲示。
懸垂幕の掲示 (富山市 高岡市・計量協会)	・富山市 令和4年10月下旬 ～ 11月4日 ・高岡市、計量協会 令和4年10月28日 ～ 11月7日	富山市庁舎に、計量記念日・計量強調月間周知懸垂幕を掲示した。 高岡市庁舎に、「適正な計量がくらしをまもりまます11月1日は計量記念日」の懸垂幕を掲示した。

(2) 講習会・研修会

ア 県・特定市が委託したもの

事業区分	日時・場所	内容
計量検査人材確保 研修会 (委託者 ：県・富山市・高岡市) (受託者：計量協会)	①令和4年1月31日 オンライン ②令和4年2月22日 オンライン	計量検査業務に携わる人材の確保・育成につなげるため、県内企業に潜在する計量士の掘り起こしとともに、計量検査に携わってもらうための研修を開催した。 座学 受講者数 61名 実習 受講者数 40名

イ 検定所職員が講師となったもの

事業区分	日時・場所	内容
主任計量者講習会	令和4年9月15日 計量検定所会議室	「計量証明に必要な知識経験を有する事に関する基準」に基づく試験の実施にあたり、受験者に対し計量証明事業の概要について講習を行った。 区分：質量 参加者 11名

Ⅲ 特定市における業務概要

富山市業務概要 （特定市の指定 昭和42年4月）

令和4年3月31日現在

1 計量器の定期検査

(1) 実施状況

区 分	実施延人員	実施日数	実施戸数	検査個数	不合格数	不合格率(%)
集合検査	25	5	341	361	7	1.9
所在場所検査	33	12	15	102	5	4.9
持込検査	24	11	12	16	0	0.0
計	82	28	368	479	12	2.5

(2) 器種別状況

区 分	検査個数	不合格数	不合格率(%)
電気式はかり	278	8	2.9
手動天びん	0	0	0.0
等比皿手動はかり	0	0	0.0
棒はかり	2	0	0.0
その他の手動はかり	4	0	0.0
ばね式指示はかり	168	4	2.4
手動指示併用はかり	2	0	0.0
その他の指示はかり	0	0	0.0
おもり・分銅	25	0	0.0
計	479	12	2.5

(3) 定期検査に代わる計量士の検査

検査計量士 10名

検査戸数 423戸

検査個数(おもり・分銅を含む) 2,224台 (不合格 8台)

2 立入検査

(1) 特定計量器

	検査戸数	検査器数	不適合器数	不適合率(%)	備 考
燃料油メーター	0	0	0	0.0	
電気メーター	0	0	0	0.0	

(2) 商品量目(年末・年始)

(内容量表記商品)

項目 商品名	検査戸数	検査件数	不 足		正 量		超 過	
			件 数	率(%)	件 数	率(%)	件 数	率(%)
食 肉	6	70	0	0.0	70	100.0	0	0.0
食肉の加工品	1	5	0	0.0	5	100.0	0	0.0
魚 介 類	3	24	0	0.0	24	100.0	0	0.0
魚介類の加工品	4	40	0	0.0	40	100.0	0	0.0
野 菜	8	120	5	4.2	115	95.8	0	0.0
野菜の加工品	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
農産物の漬物	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
果 実	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
果実の加工品	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
調 理 食 品	8	134	0	0.0	134	100.0	0	0.0
茶 類	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
菓 子 類	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
精米及び精麦	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
穀類(豆類及び粉類)	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
穀類(豆類及び粉類)の加工品	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
め ん 類	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
調 味 料 類	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
そ の 他	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	30	393	5	1.3	388	98.7	0	0.0

高岡市業務概要

(特定市の指定 昭和44年7月)

1 計量器の定期検査

実施状況	特定市による検査		
	検査戸数		27 戸
	検査個数		83 個
	定期検査に代わる計量士の検査		
	検査計量士		7 名
	検査戸数		264 戸
	検査個数(おもり・分銅を含む)		1,121 個

2 立入検査

商品量目
(内容量表記商品)

項目 商品名	検査戸数	検査件数	不足		正量		超過	
			件数	率(%)	件数	率(%)	件数	率(%)
食肉	6	75	0	0.0	75	100.0	0	0.0
食肉の加工品	3	27	0	0.0	27	100.0	0	0.0
魚	8	87	0	0.0	84	96.6	3	3.4
魚の加工品	5	24	0	0.0	24	100.0	0	0.0
野菜	8	103	7	6.8	96	93.2	0	0.0
野菜の加工品	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
農産物の加工品	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
果物	3	17	3	17.6	14	82.4	0	0.0
果物の加工品	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
調理食品	7	104	3	2.9	101	97.1	0	0.0
つくだに	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他の調理食品	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
茶類	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
菓子類	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
精米及び精麦類	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
穀類(豆類及び粉類)	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
穀類(豆類及び粉類) の加工品	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
めん類	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
調味料類	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
その他	0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
計	40	437	13	3.0	421	96.3	3	0.7